

国際熱帯木材機関（ITTO）の最近の動向

平 沼 孝 太

1. ITTO とは

ITTO 本部事務局が我が国横浜に設立されてから早 15 年が過ぎました。ITTO の最近の動向或いは役割や活動を考える際、やはり ITTO が誕生したときの背景等を再度認識することは極めて有意義と考えられるので、当時のことと簡単に振り返ることとします。

まず、1980 年に入った頃、世界の森林は熱帯林を中心に 1 年間に約 1,300 万 ha 減少する等、世界の森林、特に熱帯林の保全について強い関心が高まってきていました。一方、開発途上国においては、木材を含め 1 次產品は、経済に大きな位置を占めるものの、価格変動や長期的需要の伸び悩み等の問題がありました。これら世界的な関心及び木材生産国の諸問題に応える形で、国連貿易開発会議（UNCTAD）では 1 次產品総合計画に基づく会議において、1983 年、熱帯林の適切な利用と環境保全の両立を図り、持続可能な開発を目的として国際熱帯木材協定（ITTA : International Tropical Timber Agreement）が合意されました。

ITTO の取組は、生産国と消費国が、関連する産業や NGO 等幅広い意見を聞きながら一緒にになって、人間生活に不可欠な木材について、その源となる森林を適切に保全しながらその利用、木材貿易を推進し、生産国の経済発展にも貢献しようというものです。1986 年、この協定に基づき、ITTO の本部事務局が横浜市に設立されました。職員は現在約 30 名とコンパクトながら事務局長のソブラル氏（ブラジル）を中心に、世界の熱帯林の適切な保全と貿易の推進の両立に向けて取り組んでいます（現在、世界で、約 150 の ITTO プロジェクト実施中）。

Kota Hiranuma : Recent Movement of ITTO
林野庁木材課木材貿易対策室

2. ITTO の目的

ここで更に具体的に ITTO の目的について述べてみたいと思います。前述の ITTO 誕生の後の大きな世界的イベントとして、1992 年 6 月ブラジルのリオ・デ・ジャネイロでの地球環境開発会議（通称：地球サミット、UNCED）が開催されました。これを機に、地球環境問題に対する世界的な関心が益々高まっていく中、1997 年に新協定（ITTA）が発効しました。新協定では更に環境的側面を重視し、1990 年に ITTO 理事会で合意された「2000 年目標」すなわち「熱帯木材及び熱帯木材製品の輸出を専ら持続可能であるように経営されている供給源からのものについて行うことを 2000 年までに達成する」という目標が協定に盛り込まれました。これは、ITTO の活動を特徴づけるものとなりました。

同協定での主な目的は、次のように持続可能な森林経営に配慮しつつ熱帯木材貿易の振興を行う内容となっています。

- ① 热帯木材経済に関連する生産国と消費国との協力及び協議の場を提供すること
- ② 热帯木材の国際貿易の拡大、多様化及び市場の改善を促進すること。
- ③ 森林経営、木材利用の改善のための研究及び開発を促進、支援すること。
- ④ 國際熱帯木材市場のより一層の透明性を確保するため市場情報を改善すること

更に、1998 年の第 24 回理事会で採択したリープルビル行動計画では、経済・市場情報、造林・森林経営、林産業の各分野毎に目標を定め、具体的に実施すべき活動を決めていました。特に、造林・森林経営分野においては、持続可能な森林経営を促進するガイドラインの作成や人材育成等に取り組むことを決めました。

3. 2000 年目標に向けて行った取組

約 10 年前、このような国際的合意に向けて ITTO 加盟国（現在 56 ケ国、うち生産国 30 ケ国、消費国 26 ケ国）が一体となって取り組むというのは大変画期的なことで世界の注目を集めました。では一体どんなことを行ったのかというと、500 近くになるプロジェクト活動はもとより、例えばマレーシアでは ITTO の調査によって、持続可能な森林経営を行うには年間にどれくらいの伐採量とするかを決めて、その計画を守るように努力してきました。また、このような持続可能な森林経営を行い、その方向性を測るための基準・指標を世界

で初めて策定したのに続き、生物多様性保全、森林火災対策などのガイドラインを次々と策定しました。

4. 西暦 2000 年を迎えての各国の達成状況

既に 1 昨年、西暦 2000 年を迎えた訳ですが、その結果 2000 年目標は達成されたのでしょうか。2000 年秋の ITTO 理事会で評価を行うため、専門家による調査報告書の作成等が行われ、加盟国によって一定の評価がなされました。

その時の各国の議論によると、前述した ITTO による種々の取組とともに、各国においても持続可能な森林経営を行うための制度、枠組の整備が進むなど一定の成果はあがりましたが、それを実行する人材や資金不足のため、現場での実行が十分には行われていない状況にあるという評価がなされました。

しかし、同理事会では、持続可能な森林経営を達成し、そこから生産された木材を貿易の対象としていくという目標は何としても達成しなければならないという認識から、名称を 2000 年目標から「目標 2000」に改め、今後は、各国毎に目標達成の障害となっているものを明確にした上で、これを克服するための具体的計画を策定することを促進し、要請があれば ITTO 診断ミッションを派遣し、各国毎にこれらに対する支援を行うこととしました。更に、これら計画の実施を強化するため大臣級を含む目標 2000 委員会を各国で設けて、計画の実現に取り組むこととされました。

また、昨年 11 月の理事会で 2002 年～2006 年までの新行動計画、「横浜行動計画」が策定されましたが、前述のような 2000 年目標についての評価を踏まえ、新行動計画では森林法施行の強化・人材育成・伐採負荷の削減等の現場での施業、実行面に重点を置いた行動が盛り込まれました。今後 5 年間、この計画に沿って「目標 2000」の達成に向けた取組などが行われることとなっています。

5. 消費国としての今後の対応

このような取組は主として生産国によるものですが、我が国のような消費国は何をすべきなのでしょうか。

まず第一に生産国における努力が不可欠ですが、生産国は一般的に持続可能な森林経営を促進するための資金や人材不足に直面しています。第 29 回理事会(2000 年 11 月)では、我が国の呼びかけにより消費国はこれまで以上に積極的に資金面、技術面等で ITTO を通じて持続可能な森林経営の取組を支援して

いくことが合意されました。更に、熱帯木材生産国の取組を支援する観点から、持続可能な森林経営から生産された木材を積極的に購入するよう努力することが同理事会で合意されました。今後、これを具体的にどのように進めていくかが大きな課題です。

6. この他の ITTO への期待

この他、ITTO は時代のニーズに応え様々な活動、検討を行っています。

例えば、1昨年の沖縄サミットで話題となった持続可能な森林経営を阻害する一要因としての違法伐採問題への対応や、持続可能な森林経営の推進に必要なコストの木材価格への反映、その手法の一つとしての認証・ラベリングについての研究など、新たな国際的ニーズに対応した課題に更に取り組んでいくことが期待されています。

以下にこれらについて簡単に触れてみたいと思います。

(1) 違法伐採対策

1昨年の沖縄サミットで G8 として取り組んでいくことが合意された違法伐採問題について、その後我が国は、輸出国・輸入国双方が取り組むべき問題との考えを森林関連のあらゆる会合で主張していった結果、昨年9月インドネシアのバリで開催された「森林法施行に関する東アジア閣僚会合」で初めてその閣僚宣言文に明記されました。これは地域の自発的な取組への合意という点で大きな意義を持っていますが、具体的なメカニズムは有していませんでした。

この動きを受けて、昨年11月 ITTO 理事会で、違法伐採問題に対処するため「持続可能な木材生産・貿易と森林法施行」というタイトルでの決議（注）を行いました。これによって、国際機関としては世界で初めて、違法伐採問題に取り組んでいくことが加盟国で合意されました。これまでの ITTO の熱帯林を始め世界の木材経済データ等豊富な経験を有効に活かせる上、何と言っても、輸出国・輸入国双方の政府が合意して取り組むことが不可欠な本問題に、このような機能を備えた ITTO は、正に最適な機関といえるでしょう。

（決議の主な内容）

- ① 生産国・消費国の自主的な協力のもと熱帯木材製品の国際貿易に関する輸出入データについて調査・分析を実施。
- ② 森林法の施行・違法貿易等に対処していくための生産国の取組や人材育成等支援。
- ③ 違法な木材製品の貿易を阻止するため、他の国際機関と協力し本問題の

程度・性質等に関する地球規模での調査を将来検討。

(2) 持続可能な森林経営に関する監査、認証問題

近年 FSC のような森林の認証について話題になっていますが、これらの認証の取得の殆どは先進国を中心となっています。ITTO の生産国のような開発途上国ではこれらを取得することは困難な状況です。しかしながら、ITTO の基準・指標を用いて各国が取り組んできた持続可能な森林経営への努力がどの程度達成されているかということを評価し、今後の努力を行っていく方向を定めるためにも、この達成状況の監査あるいは認証ということを行っていくための努力は極めて重要です。このような観点から我が国としても ITTO の取組を支援し、監査に関する枠組が策定されました。また、ITTO 加盟国が今後認証に取り組んでいく上で何が必要か ITTO の役割は何かといったことを検討するためのワークショップも開催されることとなりました。ITTO 及び加盟国のこれまでの努力・成果の具体的評価、更なる進展につなげていくためにも今後の取組が期待されます。

(3) マングローブの保全

マングローブは熱帯・亜熱帯地域に多く分布していますが、ITTO の熱帯木材生産国において、マングローブ林の劣化・消失等が進んでいることから、その復旧・保全が緊急の課題として取り組まれてきました。この分野でも ITTO は多くの技術的知識・経験を有しています。昨年 11 月の ITTO 理事会でもこれらの更なる取組の強化にたいする要請に応えて、マングローブの保全・復旧造林・持続的管理に関する情報交換、及び他の機関の取組と ITTO の役割の明確化等を行うためのワークショップの開催等について合意されました。

(4) 他の森林に関する国際的議論との関係

ITTO の活動は直接的・間接的に現在行われている森林に関する国際的議論・活動に対し、特に、貿易の推進と環境保全の両立、持続可能な森林経営の推進の分野で貢献してきました。今後も ITTO が有する技術・経験を関連する国際的機関等と協力して発揮していくことが重要との観点から、これを ITTO 理事会としても推進していくことが合意されました。

これら森林に関する国際的機関とは以下のようなものが挙げられています。
(国際機関及び条約)

国連森林フォーラム (UNFF), FAO, CITES, WTO,

生物多様性条約 (CBD), CIFOR, ICRAF, UNEP,

一次産品共通基金, CSD・リオ+10, 気候変動枠組条約 (UNFCCC),

砂漠化対処条約（CCD），GEF，世界銀行
(地域機関及びフォーラム)

地域開発銀行，アフリカ木材機関，アセアン及びアセアン基金，基準・指標
プロセス，南太平洋フォーラム
(NGO 及び民間団体・グループ)
IUCN，環境 NGO，貿易・産業グループ

7. 今後の ITTO

上記 1. で述べたように，ITTO の活動は，1997 年に改正された熱帯木材協定 (ITTA) を根拠として行われています。現行協定は，その規程により，有効期間が 4 年で，3 年間の単純延長が 2 回認められています。このため，2000 年末で有効期限が切れることから 2000 年の秋の理事会で単純延長することが決議されました。現行協定に基づき ITTO の活動を推進し，「目標 2000」等の達成に向けて引き続き取り組んでいくことの重要性を各国が認識した結果と考えられます。

しかしながら，2003 年末には協定延长期が来るので，仮にもう一度単純延長したとしても，2006 年末には協定の改正を行わなければなりません。このため，他の国際的森林に関する議論等も考慮しつつ，今後の ITTO のあり方について議論が行われることになると思われます。

いずれにしても，熱帯木材の有数の輸入国として，ITTO を誘致し支援を行ってきた我が国としては，これからも ITTO を通じて熱帯木材生産国の努力を最大限支援していくことが重要と考えられます。

〔注〕 略語 FSC (Forest Stewardship Council)，CITES (Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora)，CIFOR (Center for International Forestry Research)，ICRAF (International Center for Research in Agroforestry)，UNEP (United Nations Environment Program)，CSD (Commission of Sustainable Development (UN))，GRF (Global Fire Monitoring Center)